

第5次呉市市民協働推進基本計画（素案）について

第1章 計画策定の趣旨、計画の位置付け等

（本編P1）

1 計画策定の趣旨

呉市は、平成15年3月に制定した呉市市民協働推進条例（平成15年呉市条例第12号。以下「条例」といいます。）に基づき、平成16年3月に「呉市市民協働推進基本計画」を策定して以降、平成21年及び平成26年に第2次及び第3次となる計画を策定し、現在、令和2年3月に策定した「第4次呉市市民協働推進基本計画」（以下「第4次計画」といいます。）に基づいて、市民協働の推進に取り組んでいます。

しかしながら、第4次計画の期間中の令和元年度末からは、世界的に大流行した新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」といいます。）の影響で、市民の外出が制限されたり、接触感染や三密を避けるため、行事が中止されたりするなど、活動休止状態となった団体もありました。

一方で、若者を中心に、ICT^{※1}を活用した新たなつながりが多く見受けられるようになっていきます。また、新型コロナの5類感染症移行に伴い、入出国の制限もなくなり、外国人住民が増加し、「住民の多様性」に対する理解・配慮なども求められています。

令和3年度には、住民自治組織の課題を解消するため、有識者、住民活動団体等で組織する「呉市住民自治組織あり方検討委員会」を設置し、自治会を始めとする住民自治組織の在り方について検討した結果、「自治会運営のためのヒント（事例集）」を作成し、各自治会に配布したほか、勉強会を実施しました。また、当該委員会の報告書による提案内容に基づき、市民協働推進連絡調整会議（庁内会議）において検討・協議を行っています。

このような取組を踏まえ、住みよいまちづくりを目指し、多様な主体による幅広い連携の推進及び活力あるまちづくりの更なる実現に向けて、この度、「第5次呉市市民協働推進基本計画」（以下「本計画」といいます。）を策定するものです。

※1 ICT …「Information and Communication Technology」の略。「情報通信技術」の意味。コンピューターを始め、これら通信技術を活用したサービスも含まれる。

2 計画の位置付け及び計画期間

- 本計画は、条例第10条第1項の規定により策定する市民協働の推進に関する基本計画です。
- 計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

1 社会経済情勢の変化

(1) 人口減少・少子高齢化の更なる進展

呉市の人口は昭和50年の約31万人をピークに減少（直近5年間では、20,136人（▲9.0パーセント）の減）
→高い高齢化率と合計特殊出生率※²の減少、若年層の市外への流出が大きな要因と考えられます。

(2) 行政改革の進展

これまでの行政改革の取組を継承しながらも、中核市「呉」として、多様化する行政ニーズや新たな行政課題に対応できる、簡素で効率的な行政システムの確立を目指すため、第4次呉市行政改革実施計画（令和5年3月）を策定し、現在、行政改革の推進に取り組んでいます。

(3) 多様化する地域

地域に暮らす外国人住民、障害者、LGBTQ+※³など、いわゆるマイノリティの人たちが、個々の能力とは関係のないところで、活動の場を制限されたり、役割を決められたりすることがないように、啓発等を進めています。

(4) 新型コロナの影響

新型コロナ拡大防止のための外出制限措置や三密回避は、「ふれあい」を主たる目的に開催してきた地域イベントに大きな影響を与えました。一方で、若者を中心にICTを活用した地域のイベントも増え始めています。

(5) 多発する自然災害

近い将来において、南海トラフ地震の発生も予想されており、支え合いや見守りを担っている地域のコミュニティの重要性が高まっています。

※2 合計特殊出生率 …15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した指標の一つで、一人の女性が一生の間に産む子どもの平均人数

※3 LGBTQ+ …「Lesbian（レズビアン）」、「Gay（ゲイ）」などの同性愛者、「Bisexual（バイセクシュアル）」（両性愛者），「Transgender（トランスジェンダー）」（身体的性と自認する性が異なる人），「Queer（クィア）又はQuestioning（クエスチョニング）」（LGBTのいずれにもあてはまらず、自身の性自認や性的指向が定まっていない人）の頭文字を取った言葉で、幅広い性の在り方を総称する言葉

2 市民協働に対する市民・市職員の意識

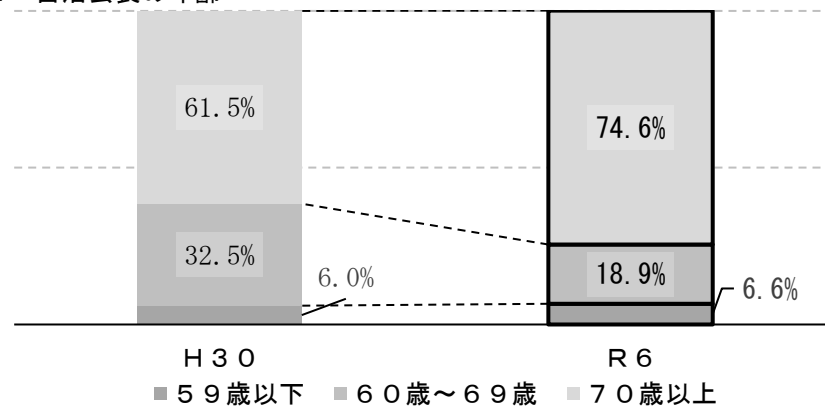
(1) 市民意識調査（R元）

▼居住地で地域活動に参加している（図1）

「参加している」…37.7パーセント（H26…38.6パーセント）

(2) 自治会活動に関するアンケート（R6）

図2 自治会長の年齢



（R6 自治会活動に関するアンケート）

▼自治会長の年齢（図2）

「60歳以上」…93.5パーセント（H30…94パーセント）

→H30年の調査からスライドして年齢が上がっています。

▼自治会が抱える課題（図3）

「後継者が少ない」…77.6パーセント

（H30…70.0パーセント）

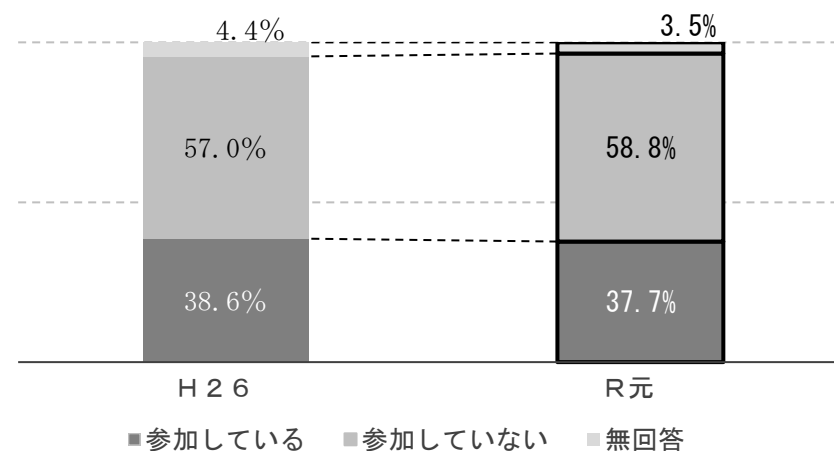
「役員だけが動き、世話をする人が少ない」…67.3パーセント

「住民が地域のことに興味がない」…47.3パーセント

（H30…33.4パーセント）

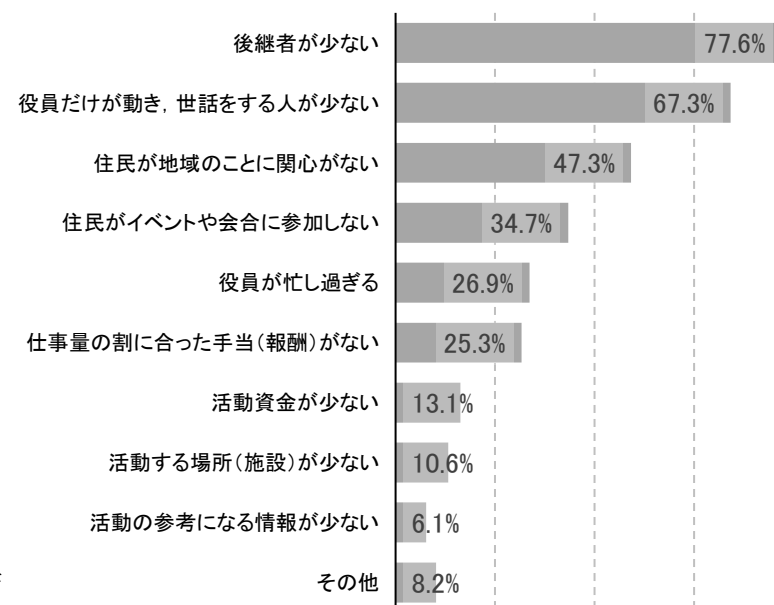
→地域への関心が低くなり、地域との関わりを持たない住民が年々増え、結果、後継者が少なくなっていることが分かります。

図1 現在、お住まいの地域で、何らかの地域活動に参加していますか。



（R6 自治会活動に関するアンケート）

図3 自治会が抱える課題



（R6 自治会活動に関するアンケート）

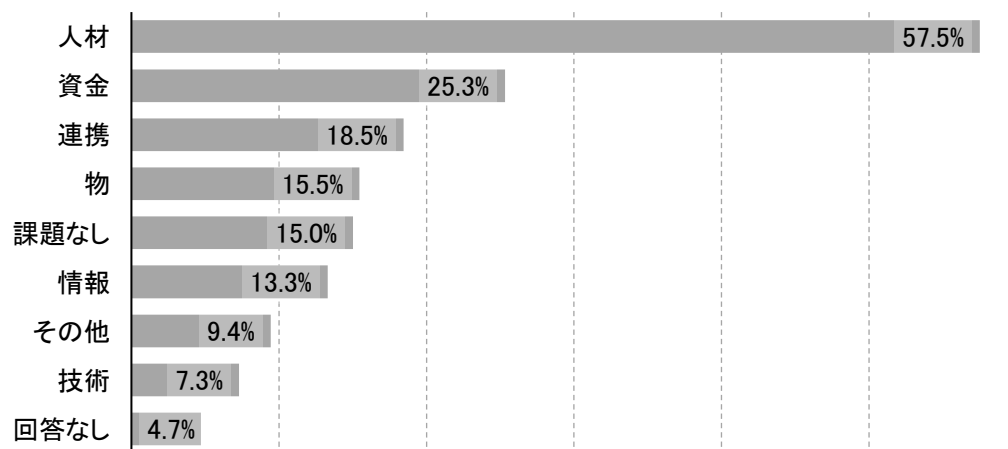
(3) 市民公益活動に関するアンケート

▼公益活動団体の代表の年齢（図4）

「60歳以上」…76パーセント（H30…74.6パーセント）

→自治会長同様、代表が交代することなくスライドし、年齢が上がっていることが想定されます。

図5 公益活動をする際に感じる課題は何ですか



（R6 公益活動に関するアンケート）

図6 公益活動団体の主な収入源

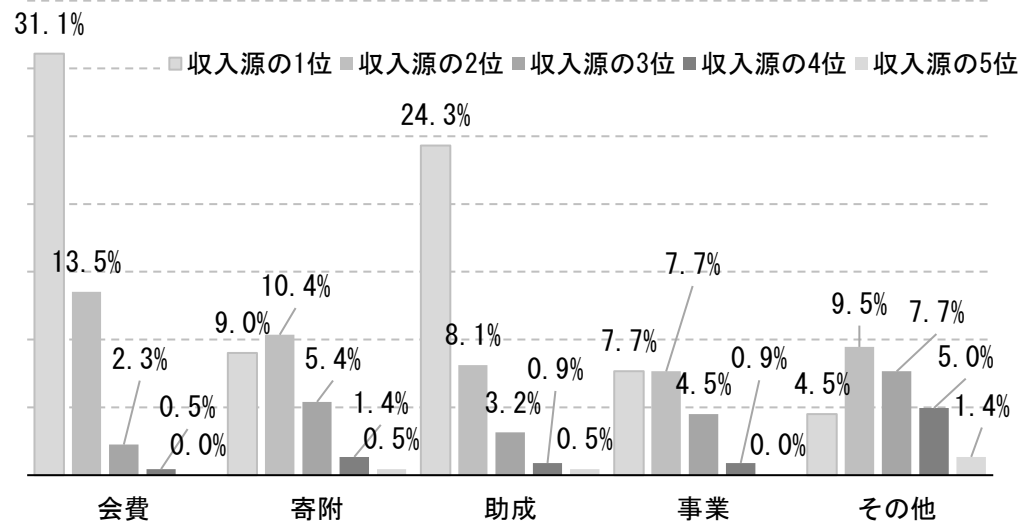
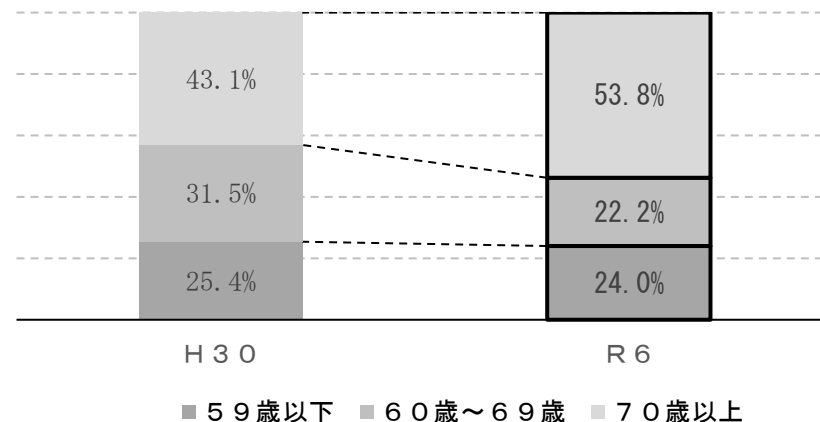


図4 公益活動団体の代表の年齢



（R6 公益活動に関するアンケート）

▼公益活動を実施する上での課題（図5）

「人材」…57.5パーセント

「資金」…25.3パーセント

→自治会同様「人材（後継者）」の不足を訴える団体が多くみられます。

▼活動の主な収入源（図6）

「会費」…31.1パーセント

「助成」…24.3パーセント

「事業収入」…7.7パーセント

→経営感覚を持ち、事業収入を中心に「自立・自活」をしている団体は、まだ少ないようです。

(4) 事業者のCSR※4に関するアンケート調査票

▼事業者の呉市市民協働推進条例の認知度（図7）

「よく知っている・条例があることは知っている」…約31パーセント

「よく知らない・聞いたことがない」…約69パーセント

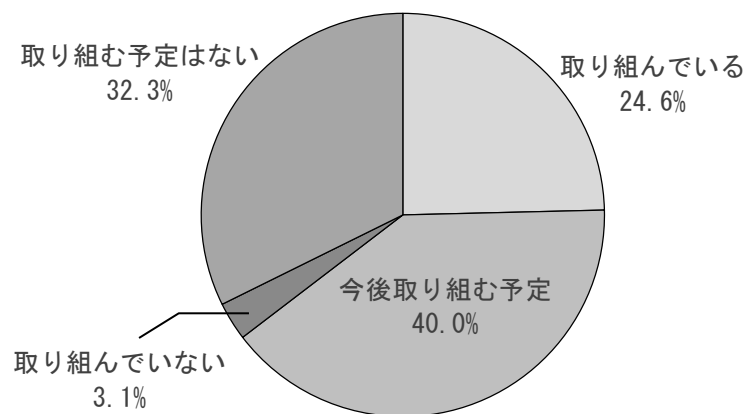
→事業者の条例の認知度は低くなっています。

●呉市市民協働推進条例

個性豊かで活力ある地域社会の実現に向け、「市民」，「市民公益活動団体」，「事業者」及び「呉市」が，それぞれの責任と役割を理解し，対等な立場で市民協働のまちづくりの推進に努めなければなりません。

▼CSRの取組（図8）

図8 CSRへの取組



（R6 事業者のCSRに関するアンケート）

※4 CSR …事業者も社会の一員として，消費者を始めとするステークホルダー（利害関係者）のニーズに応える義務があるという考え方

図7 事業者の「呉市市民協働推進条例」の認知度

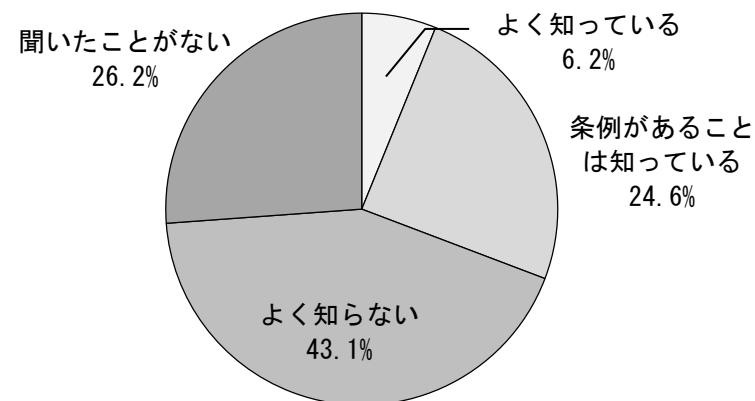
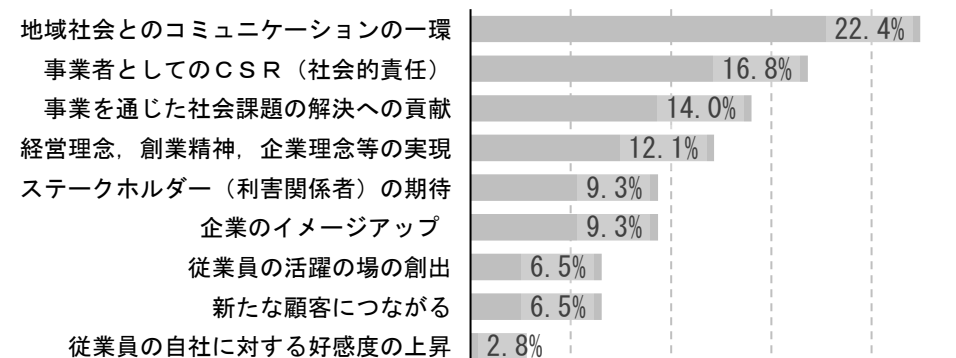
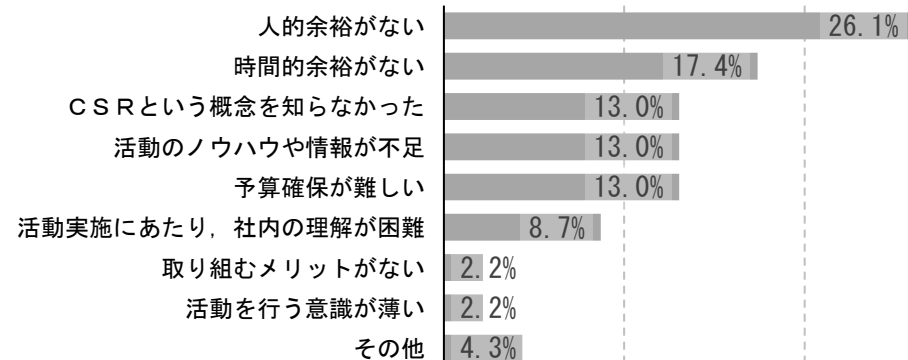


図9 CSRに取り組む理由



■「取り組んでいる」・「今後取り組む予定」…約65パーセント

図10 CSRに取り組まない理由



■「取り組んでいない」・「取り組む予定はない」…約35パーセント

▼「取り組んでいる」・「今後取り組む予定」と回答した事業者の理由（図9）

「地域社会とのコミュニケーションの一環」…22.4パーセント

「事業者としてのCSR（社会的責任）」…16.8パーセント

→事業者において「地域の一員」という意識が、一定程度あるものと考えられます。

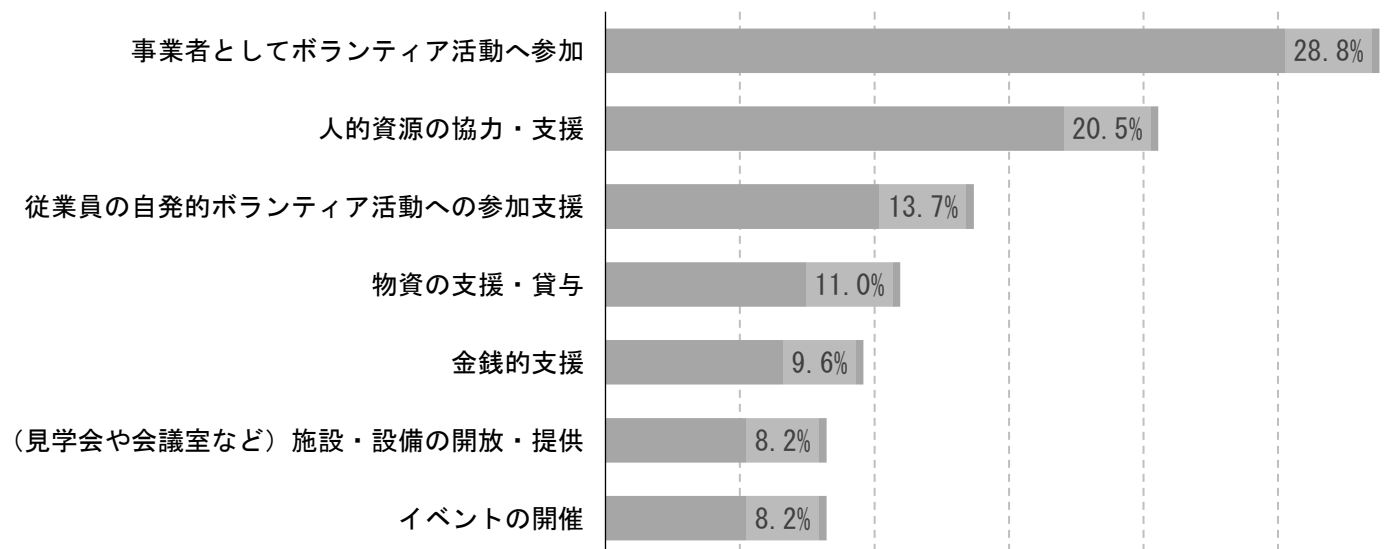
▼「取り組んでいない」・「取り組む予定はない」と回答した事業者の理由（図10）

「人的余裕がない」…26.1パーセント

「時間的余裕がない」…17.4パーセント

→「人的余裕」・「時間的余裕」を理由にする事業者が多く見られ、新型コロナの規制緩和等により、景気回復の光が見えている一方で、呉市においては運送・物流・建設業などの事業者も多いことから、時間外労働の規制強化などへの対応や物価高騰が影響しているものと考えられます。

図11 現在、社会貢献活動、CSR活動に取り組んでいる（過去に取り組んできた）事業所は、どのような活動に取り組んでいますか（取り組んできましたか・取り組みたいですか）。



（R6 事業者のCSRに関するアンケート）

第4次計画の方向性

第4次計画では「多様な主体の協働による自主的で自立したまち（＝協働型自治体）」を目指し、第3次呉市市民協働推進基本計画で定めた五つの視点（方向性）を具体的方策及び評価に基づき、次の三つの方向性に整理しました。

① ともに学び合うことができる環境づくり

(1) まちづくりの新たな参画者の増加促進

■ 具体的方策	○地域が主体となって進める事業 関係人口に係る創出事業 ほか ○地域とともに進める事業 地縁団体の在り方の検討 ほか
■ 評 価	▽地縁団体の在り方の検討 学識経験者や地域活動団体等で組織する「呉市住民自治組織あり方検討委員会」が「自治会運営のためのヒント（事例集）」をまとめました。これを各自治会へ配布し、地域において勉強会等を実施しました。 自治会においては、デジタルツールを活用した自治会活動の取組（16自治会 R6.10月末）を始めるなどの効果が出始めています。 また、呉市においても庁内にワーキンググループを編成し、「地域の負担軽減」、「地域の支援体制」に向けた取組を進め、LED防犯灯設置補助金など自治会に対する三つの補助金について、実勢価格を基準に金額の見直しを行いました。 ▽外国人住民のまちづくりへの参画を支援する事業の検討 令和2年度から広地区に「呉市東部地区外国人総合相談窓口」を設置し、外国人からの相談に対応しています。
■ 課 題	□事業者と地域が連携したまちづくり活動の体制づくり 事業者が地域との更なる連携を深めるために、CSR、社会貢献活動の啓発や活動に対するインセンティブ※5等についての検討が必要です。 □子ども等へのまちづくり参画事業、まちづくりへの新たな参画者の発掘、子どもたちの郷土愛を育む取組支援 地域の中において若者の登用は十分でなく、後継者育成のための対策について早急に検討する必要があります。 □「ココロの担い手不足」の解消を検討 まちづくりの担い手候補者はいるものの、専門的な知識を有する者（経験豊かな中高年者など）の意見に安心感を求め、新たな担い手に対して気持ちが向かないという「ココロの担い手不足」を解消するため、新たな担い手が力を発揮できる土壌を作ることができるよう、早急な対応が必要です。

※5 インセンティブ …報酬を期待し、事業者が事業等に取り組む意欲を外側から刺激すること。

(2) 地域の「こうしたい」を支える事業の実施及び支援

■具体的方策	○市民の「こうしたい」をつなぐ取組 まちづくりサポーター制度 ほか ○過疎地域等のにぎわいづくりの支援 地域おこし協力隊の活用 ほか ○地域の特色ある取組を支援 ゆめづくり地域交付金 ほか
■評価	▽地域おこし協力隊 定員各地区2名で過疎地域の8地区に配置を計画し、R6.10月末現在で11名の隊員を配置しており、地域の課題解決や地域活性化に寄与することができました。 ▽ゆめづくり地域交付金 まちづくり委員会・協議会が活用しやすくなるよう制度を見直し、地域力向上への寄与、自主的な、かつ、自立したまちづくりに効果がありました。
■課題	□ゆめ創造事業及びまち普請事業の廃止 これらの助成事業については、近年、利用実績が低迷し、また事業内容もマンネリ化していたことから廃止し、これらの助成事業を含め、「ゆめづくり地域交付金」の中に新たに枠を設けました。 今後も地域団体への助成事業については、実績や活用状況等を確認し、地域団体のニーズ等を考慮しながら、「ゆめづくり地域交付金」の拡充について検討していきます。 □まちづくりサポーター制度 サポーターの身分保障、活動をPRする機会及びネットワークの確立について、引き続き検討していくとともに、集落支援員制度の導入についても検討していきます。

② 多様な交流・連携のための基盤強化

(1) 呉市市民協働センター・まちづくりセンターの活用促進

■具体的方策	○呉市市民協働センター・まちづくりセンターの活用促進 地域協働スペースの活用・ボランティア活動体験まつり ほか ○呉市市民協働センターとまちづくりセンターとの連携 呉市市民協働センターとまちづくりセンターの連携を促進する新たなネットワークづくりの検討
■評価	▽ボランティアフェスタ 令和4年度から、ボランティアの交流を目的として開催しています。毎年多くの団体が企画・運営に参画し、充実した内容で、多くの市民の参加もあり、団体間の交流も図られました。 ▽呉市市民協働センターとまちづくりセンターとの連携 助成金情報や他地区のまちづくり委員会などのチラシの配架やポスター展示など、情報共有をすることができました。

■課 題	□呉市市民協働センターの活用 利用団体の偏りがみられます。広範囲での利用促進が図れるよう、魅力ある協働センターづくりが課題となっています。 □まちづくりセンターの活用 施設の老朽化に伴い、維持費が増加していることから、受益者負担の原則を確保するため、減免基準の明文化、活動内容の精査等についても検討が必要です。
------	---

(2) 地域とボランティア・NPO団体の連携事業の推進

■具体的方策	○地縁団体と同じ目的を持って活動するボランティア・NPO団体との相互連携の推進
■評 価	▽ホームページ等の活用 地域イベントや団体の活動、各種講座・研修会、助成等に係る情報を発信し、団体同士の交流・連携を図ることができました。
■課 題	□地縁団体、市民公益活動団体及び事業者の連携 3者の連携は、地域活性化、新たなビジネスチャンスの開発及びシナジー※⁶の構築につながる可能性もあるため、3者をマッチングさせる機会や、総合的にコーディネートできる人材の配置について検討が必要です。

※6 シナジー …人、物、事柄などが複数存在し、それらがお互いに作用し合うことで、機能や効果を高めること。

(3) ボランティア・NPO団体に対する支援の継続

■具体的方策	○ボランティア・NPO団体に対する支援の継続 市民公益活動団体が呉市市民協働センター、まちづくりセンター等を利用する際の使用料減免などの支援継続
■評 価	▽公共施設利用時の使用料減免等の活動支援の継続 公益活動団体等がまちづくりセンター等の施設を利用する際、公益的な活動に限り、施設使用料の減免措置を行うなど、団体の財政的な負担を軽減することができました。
■課 題	□市民公益活動支援基金 市役所本庁舎に自動販売機を設置し、売上げの一部を基金財源に充てていましたが、管理上撤去することとなったため、令和2年度で寄附金は終了しました。令和7年度以降は、一般財源から基金財源を拠出することとなります。 □公共施設の使用料減免措置による活動支援の継続等 公益活動団体の利用機会が減少しない範囲で、受益者の利用料一部負担等についても検討が必要です。

③ 市民公益活動団体との協働による住民サービスの提供

(1) 災害に備えた地域での支え合いを支援

■ 具体的方策	○非常時、地域における井戸の共同利用を促進 ○自治会やまちづくり委員会等が行う取組を支援				
■ 評 価	▽協力井戸登録件数 133件（R5年度末） 令和2年度から開始。個人及び団体などからの登録があり、登録件数も増加しています。				
		R 2	R 3	R 4	R 5
	登録延べ件数	85件（8件）	120件（14件）	129件（19件）	133件（22件）
	（ ）内は自治会等の団体、企業などの登録件数				
■ 課 題	□協力井戸登録制度 令和6年度から、個人保有の井戸も補助対象としており、引き続き、登録件数の増加につながる方策等を検討していきます。				

(2) 自主防災会、呉市防災リーダー、呉市消防団などが連携を進める事業の検討

■ 具体的方策	☐ 活発かつ実践的な地域の防災意識の向上に資する取組				
■ 評 価	▽自主防災組織 398団体 R6. 4月現在、呉市における自主防災組織の活動カバー率※7は87パーセントで、ほぼ安定状態にあります。 ▽呉市防災リーダー認定数 654人				
■ 課 題	☐ 「みんなが助かる。誰ひとり取り残さない。」 市民・団体の「自助」・「共助」に対する意識を高めていく上でも、各地域の自主防災組織と連携し、リーダー等の人材育成に努めていく必要があります。				

※7 活動カバー率 …呉市全世帯のうち、自主防災組織の活動範囲に含まれている地域の世帯数の割合

(3) まちづくりセンターの指定管理の促進

■ 具体的方策	☐ 昭和まちづくり協議会による指定管理者制度の継続、他のまちづくりセンターでの同制度の導入検討				
■ 評 価	▽効率的かつ効果的な業務への取組 行政OBやICTに詳しい人材を雇用し、効率的かつ効果的な業務に取り組んでいます。 ▽施設使用のキャッシュレス化 令和4年度から、施設使用料の納入についてキャッシュレス化を推進しています。				
■ 課 題	☐ まちづくりセンターの指定管理業務 現在のところ、指定管理について関心を示す事業者・団体はありません。 ☐ 他のセンターでの指定管理者制度の導入 地域の事情や人材の確保、導入に対する不安も大きいため、地域の理解が十分に得られた上での実施が必要です。				

(4) 呉市市民協働センターの効率的な運用の促進

■具体的方策	○市民協働センターの効率的な運用の検討
■評 価	▽市民ニーズを踏まえ、開館時間について検討 利用者から、利用時間や運用についての意見は、ほぼありません。
■課 題	□魅力ある協働センターづくり 利用団体に偏りがみられることから、広範囲での利用促進が図れるよう取組が必要です。

第4章 基本的な考え方

(本編P24～31)

1 市民協働の理念

呉市においても、市民が安心して安全・快適に暮らしていくことができる「心身ともに豊かで活力あふれる社会」の構築に向け、市民が自らの住む地域で気持ちよく過ごせるよう、地域の課題に自ら取り組める環境を作るよう、最大限の努力を払っています。しかしながら、地域で生活する市民のニーズ全てに対し、市民自らが対応をしていくことは、市民公益活動団体及び事業者、市役所との協力・協働なくしては困難であると考えます。

そのためにも、呉市を含む4者が互いの存在を理解して尊重し、それぞれが役割を分担しながら、これまで以上に、対等な立場で連携し、足りない点を補完し合い、自らの知恵と責任において行動することによって活力ある地域社会をつくる「市民協働」によるまちづくりが重要であると考えます。

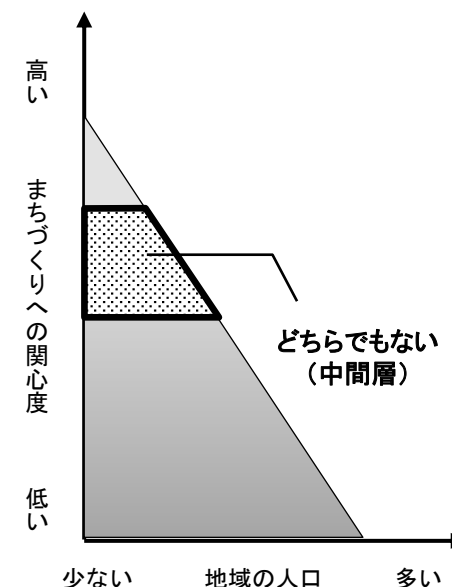
2 市民協働の基本原則

- (1) 対等の原則（みんなが主役）
- (2) 相互理解の原則（同じテーブルに着き、お互いを理解する。）
- (3) 自主性・自立性の原則（自分のことは自身が決め、他の力をあてにしない。）
- (4) 目的共有の原則（目指すことは同じ。）
- (5) 公開透明性の原則（みんなが知る。）

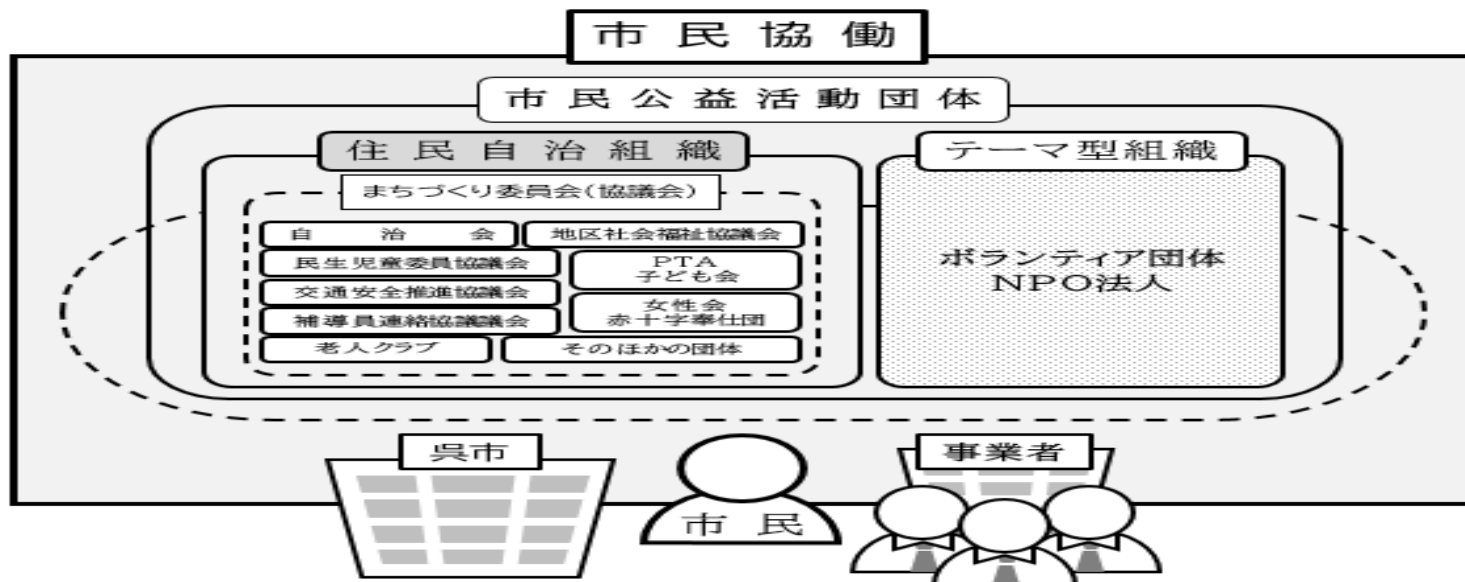
3 連携による取組について

全ての人が、自らの生活をより良いものにしたいと考えるのは当然のことです。これらの願いをできる限り実現させるために「地域」に関わる「住民」、「団体」及び「事業者」は、それぞれの役割を認識し、協働・連携をしながら、まずは、積極的にまちづくりに参加しているわけではないが、まちづくりへの関心度が比較的高いと思われ、新たな地域の担い手として期待できる「中間層」へ働き掛け、できるだけ多くの人の目を「地域・まち」に向けさせ、同じテーブルに着き「持続可能なまちづくり」について話し合っていくことが、今後の「まちづくり」において、大きなテーマになると考えます。

地域におけるまちづくり関心人口のイメージ



4 呉市における住民自治組織について（住民自治組織イメージ）



5 市民協働の役割分担

市 民	市民公益活動団体、その他市民協働に参画する団体	事業者	呉 市
「まちづくりの主体」という認識・自覚	次世代育成	「地域社会の一員」という認識・自覚	QOL ^{※8} 向上のための支援 ソーシャル・キャピタル ^{※9} 向上のための環境整備

※8 QOL …Quality of Lifeの略。「生活の質」などと訳され「自分らしく、より充実した生活をおくることが、人生においていかに幸福か」ということを尺度として捉えた概念

※9 ソーシャル・キャピタル …人々が他人に対して持つ「信頼」や「おたがいさま」、^{きずな}「絆」の心が、社会全体の効率性を高める「資源」とする考え方

6 本計画の方向性

目指す社会のイメージは、「多様な主体の協働による自主的で自立したまち（＝協働型自治体）」

▼五つの方向性

- ① まちづくりの担い手の確保
- ② とともに学び合うことができる環境づくりに向けた「新たな参画者の増加」
- ③ あらゆる方向からの地域支援に向けた取組
- ④ 多様な交流・連携のための基盤強化に向けた「にぎわい・交流の創出」
- ⑤ 市民公益活動団体との協働による住民サービスの向上

1 まちづくりの担い手の確保

(1) 関係人口の創出事業の検討	○ まちづくりの担い手不足解消や地域の活性化について、まちづくりに関わる関係人口を創出する事業について検討します。
(2) コミュニティビジネスの普及啓発の推進	○ 地域団体において自主財源を確保するための手法の一つである「コミュニティビジネス」について、セミナーの実施や起業支援等について検討します。
(3) 若い世代の市民活動への参画支援	○ 高校生や大学生の「まちづくり」への関心度を深めるため、地域パートナーシップ支援事業に「U22枠」を設けることを検討します。 ※学生の事業参画は、指導者等との連携を通じて、継続的な地域への若者参入を期待
(4) 地域のつながりを促進	○ デジタルツールの利用促進など、若者の得意分野において、学生を中心に若者を講師に起用することで、若者のセルフエスティーム※10の向上と「地域」に対する若者の理解を深めます。 ○ 子どもたちが地域とのつながりや郷土への愛着を深めるため、地域の特性を生かした取組を支援します。 ○ 「はたちの集い」の地域開催を支援します。

※10 セルフエスティーム …「自尊心」，「自尊感情」，「自己肯定感」など

2 とともに学び合うことができる環境づくりに向けた「新たな参画者の増加」

(1) 地域の伝統行事（文化）の継承	○ 地域への若者参画の重要なファクターになっていることから、伝統文化の継承及び地域と若者とをつなぐ方法について検討します。
(2) 地域活動を通じたQOLの向上	○ 事業者に対する「ボランティア情報」の提供、自らの技能を地域において生かすプロボノ※11活動の推奨及び事業者と地域とを結び付けるコーディネーターの育成・配置について検討します。 ○ 企業退職者や地域活動初心者に対し、市民公益活動の紹介・体験の場などの情報提供を行います。 ○ 安全・安心に暮らせる社会の実現に向け、呉市と地域が協働する事業の推進及び地域住民による独自の取組に対する支援をします。

※11 プロボノ …ラテン語の「Pro bono Publico（プロ ボノ プブリコ）」が語源。「公共善のために」という意味。社会的・公共的な目的のため、自らの職業を通じて培ったスキルや知識を生かして無償で取り組むボランティア活動

(3) 多様な交流推進の場の創出	○ 商店街の空き店舗や事業者の空き室など、事業者等からの情報提供を受け、「まちのしゃべりば」登録制度について検討します。
(4) 外国人住民のまちづくりへの参画を支援する事業の検討	○ 草の根活動的な外国人住民への支援体制が構築できる土壌を作るため、地縁団体、地元事業者等と連携し、日本語ボランティア養成講座等を開催します。 ○ 外国人住民に対する地域の理解人口が増えるよう、対象地域において、語学、文化講座等の事業を開催します。 ○ 自治会連合会と連携し、外国人住民向けの「自治会パンフレット」等を作成します。

3 あらゆる方向からの地域支援に向けた取組

(1) 地域の負担軽減への取組	○ デジタル技術の活用支援（デジタルツール活用支援助成金）の普及・実施を図るためにも、更なる地域の状況を調査し、対応について検討します。
(2) 「呉市住民自治組織のあり方検討委員会」の提言にかかる庁内検討	○ 庁内ワーキンググループにおいて自治会の負担軽減策について継続して検討します。
(3) 地域の「こうしたい」を支える事業の実施及び支援	○ 市民公益活動団体相互の交流・連携を促進します。 ○ 集落支援員制度の導入について検討します。 ○ 引き続き、ゆめづくり地域交付金及び地域パートナーシップ支援事業補助金を交付します。 ○ 引き続き、地域おこし協力隊の事業を実施します。
(4) 事業者のまちづくりへの積極的な関与	○ CSR（地域貢献活動）に対する支援策（表彰・認証制度、入札参入時のインセンティブ、活動に係る資機材購入資金の支援など）について検討します。 ○ 各地域で行われるイベントや市民公益活動団体によるイベント、市民協働センターで実施されるイベントなどについて、事業者へ積極的な情報提供を行います。 ○ 市民、市民公益活動団体及び事業者の3者が協働し、積極的に「まちづくり」について関わり合いが持てるよう、市民協働センター内にコーディネーターを配置します。

4 多様な交流・連携のための基盤強化に向けた「にぎわい・交流の創出」

(1) 市民協働センターとまちづくりセンターの連携促進	○ 市民協働センター及びまちづくりセンターの利用者増につながるソフト事業について検討します。
-----------------------------	--

(2) 自治会，市民公益活動団体及び事業者の 交流事業の検討	○ 自治会を始めとする地縁団体，市民公益活動団体及び事業者をつなぐコラボレーションイベントの実施について検討します。
(3) 市民公益活動団体に対する支援の継続	○ 引き続き，市民公益活動団体のまちづくりセンター等公共施設の利用について支援します。 ○ 施設利用料に係る受益者負担や利用方法の精査，見直し等を検討します。

5 市民公益活動団体との協働による住民サービスの向上

(1) 市民公益活動団体の登録基準の見直し	○ 市民公益活動団体登録基準等を見直すとともに，まちづくりセンターの利用等についても，その維持費が年々増加していることから，受益者負担や画一的なサービス提供について，団体が提供するサービスが低下しない範囲で，新たなルールを検討します。
(2) 災害時に備えた地域の支え合いの支援	○ 引き続き，非常時の地域における井戸の協働利用を促進するため，協力井戸の登録制度の実施や，手押しポンプの修繕等に係る補助金を交付します。
(3) 自主防災会，呉市防災リーダー及び呉市 消防団の連携	○ 地域防災訓練等，地域での防災意識向上に資する取組が活発かつ実践的に実施されるよう，また，地域の自主防災会，呉市防災リーダー及び呉市消防団が連携する取組について検討します。

成果目標

(本編P37)

(1) 成果目標の達成状況（第4次計画）

第4次計画では、令和6年度末の成果目標を設定していますが、令和6年10月末時点で次のような状況となっています。

指 標 名	令和6年度末の目標	令和6年10月末時点
市民公益活動団体が活動する上での課題として「人材（会員やボランティア）の不足」と回答した団体の割合	40パーセント	57.5パーセント
市民公益活動団体と協働・連携をした活動を行っている自治会の割合	30パーセント	11パーセント
地域活動に積極的に参加する市職員の数	60パーセント	40.8パーセント

(2) 本計画の成果目標

第4次計画の成果目標が令和6年10月末時点で未達成であり、達成見込みもないことから、第4次計画の成果目標を一部引き継ぎ、本計画が目指す「多様な主体の協働による自主的で自立したまち（協働型自治体）」の実現に向けた成果目標として定め、達成に向けて取り組んでいきます。

指 標 名	令和6年度	令和11年度末の目標
自治会や市民公益活動団体が、自らの団体課題を「人材（会員やボランティア）の不足」とする割合 (第4次計画の言い換え表現)	57.5パーセント	40パーセント
自治会や市民公益活動団体において若者人材（～39歳）の役員登用割合	11パーセント	20パーセント
外国人への生活支援グループ数 (呉市登録市民公益活動団体のうち「国際交流」を主な活動とする団体数)	9団体	15団体
地域活動に積極的に参加する市職員の数	40.8パーセント	60パーセント

本計画(素案)に対する市民からの意見募集

1 意見募集をする案件名

第5次呉市市民協働推進基本計画（素案）

2 意見募集期間

令和6年12月20日（金）から令和7年1月20日（月）まで
（32日間）

3 周知方法

- (1) 市政だよりくれへの掲載
- (2) 呉市ホームページへの掲載
- (3) 呉市役所本庁舎2階地域協働課窓口，1階シビックモール受付
及び各市民センター（支所）窓口における配布

4 意見書の提出

意見書に必要な事項（意見内容並びに住所、氏名及び電話番号）を記入の上、郵送、ファクシミリ、電子メール、電子申請又は持参（地域協働課、各市民センター（支所）及び市民協働センターの窓口）により提出

5 意見の公表場所

- (1) 呉市ホームページへの掲載
- (2) 呉市役所本庁舎2階地域協働課窓口，1階シビックモール及び
各市民センター（支所）窓口

6 今後のスケジュール

12月中旬	呉市ホームページ及び市政だより1月号で意見募集の通知
12月20日	意見募集の開始
1月20日	意見募集の締切
2月上旬	呉市市民協働推進委員会へ意見募集結果の報告
2月中旬	呉市市民協働推進委員会における計画案の審議 同委員会から、令和6年9月2日の諮問に対する答申
3月上旬	民生委員会への意見募集結果及び最終計画案の報告
3月下旬	計画の策定並びに意見募集結果及び計画の公表